

水防法等に基づくハザードマップについて（不動産取引業者の方へ）

令和2年8月28日施行の宅地建物取引業法施行規則の一部改正により、不動産取引時に水防法等に基づく水害（洪水・内水・高潮）ハザードマップを活用した説明が義務化されました。
以下の一覧表をご覧ください、対象箇所の災害リスクをご確認ください。

想定災害リスク	作成	根拠法	掲載内容	備考
洪水浸水想定区域 （想定最大規模）	○	水防法	想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により、氾濫した場合に想定される浸水区域及び浸水深。 ※洪水浸水想定区域に指定された報得川のみ公表。	【想定24時間総雨量】 報得川：1,105mm
内水浸水想定区域 （想定最大規模） ※雨水出水=内水	×			
高潮浸水想定区域 （想定最大規模）	×			
想定災害リスク	作成	根拠法	掲載内容	備考
津波災害警戒区域 （基準水位）	○	津波防災地域づくり法	津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある浸水区域及び浸水深。	
土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	○	土砂災害防止法	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域及び建築物に損害が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。	